第百七十三条の五を次のように改める。

（分割手続中の契約）

第百七十三条の五　分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、分割の決議後に分割対象契約を締結するときは、分割をし、又はしないこととなった時までの間は、当該分割対象契約を締結する者に対し、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他内閣府令で定める事項を通知し、当該分割対象契約が承継される場合には吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の保険契約者となることについてその承諾を得なければならない。

2　前項の承諾をした者は、前条の規定の適用については、保険契約者でないものとみなす。

第百七十三条の七第二項中「第百七十三条の二第二項」を「第百七十三条の二」に改める。

第百七十三条の八第一項第三号中「五分の一」を「十分の一（保険契約の全部を承継させる分割である場合にあっては、五分の一）」に改める。

第二百十条の見出し中「包括移転」を「移転」に改め、同条第一項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に、「決議があった時」を「決議」に、「を作成した時」を「の作成」に、「締結してはならない」を「締結するとき」に改める。

第二編第十章第二節第三款の款名中「変更」を「変更等」に改める。

第二百五十一条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「及び第百三十七条第四項（」を「並びに第百三十七条第一項及び第三項（これらの規定を」に、「第百三十七条第一項の」を「第百三十七条第一項の規定による」に、「第百三十七条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と」を「第百三十七条第一項中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあっては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と」に、「とする」を「とし、同条第五項（第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　保険会社等又は外国保険会社等が前条第一項各号に掲げる場合に該当する場合において、契約条件の変更を行わないときは、第百三十七条第一項及び第三項（これらの規定を第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第百三十七条第一項中「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあっては、五分の一）」とあるのは「五分の一」とし、同条第五項の規定は、適用しない。

第二百七十条の四第九項中「第百三十六条から」を「第百三十六条、第百三十六条の二、第百三十七条（第五項を除く。）から」に、「、第百三十五条第三項」を「、第百三十五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項」に、「（第百四十条」を「（次条第一項、第百四十条」に、「加入機構」という。）」と」を「加入機構」という。）」と、「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合にあっては、五分の一）」とあるのは「五分の一」と」に、「第百三十九条第二項」を「第百三十八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第百三十九条第二項」に改める。

第二百七十一条の二十一第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二百七十一条の二十二第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　第八号に掲げる会社を子会社とする外国の会社であって、保険持株会社と同種のもの又は保険持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、次号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第二編第十二章第五節の節名中「包括移転等」を「移転等」に改める。

第二百七十二条の二十九の見出し中「包括移転」を「移転」に改める。

第二百七十五条に次の三項を加える。

3　保険募集の再委託は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者（以下この条、第二百八十一条第一号及び第二百八十三条において「保険募集再委託者」という。）及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けたときに限り、行うことができる。

一　保険募集再委託者が、第一項第一号から第三号までに掲げる者のうち保険会社又は外国保険会社等であって、その所属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。

二　再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害保険募集人であること。

三　保険募集再委託者が、再委託について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

4　前項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、保険募集再委託者及び所属保険会社等の連名で行わなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の認可の申請があった場合においては、その申請者が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　当該再委託が第三項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二　当該保険募集再委託者及び所属保険会社等が、再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置を講じていること。

第二百八十一条第一号中「から委託」を「からの委託又は保険募集再委託者からの再委託」に、「委託で」を「委託又は再委託で」に改める。

第二百八十二条第一項中「同じ。）」の下に「又はその委託を受けた者」を、「委託」の下に「又は再委託」を加え、同条第二項中「委託」の下に「若しくはその委託を受けた者の再委託」を加える。

第二百八十三条の見出し中「所属保険会社等」の下に「及び保険募集再委託者」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四　保険募集再委託者の再委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人（以下この条において「保険募集再受託者等」という。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該保険募集再受託者等に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者等の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

第二百八十三条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「、所属保険会社等」を「所属保険会社等」に改め、「行使を」の下に「妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者等に対する求償権の行使を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　保険募集再委託者は、保険募集再受託者等が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該保険募集再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者等の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第三百十一条の三第一項第二号中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に改める。

第三百三十三条第一項第十三号中「第百三十七条第一項から第三項まで」を「第百三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二十三号中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項第四十六号を次のように改める。

四十六　削除

第三百三十三条第一項中第七十四号を第七十五号とし、第七十三号の次に次の一号を加える。

七十四　第二百七十五条第三項の規定に違反して、認可を受けないで保険募集の再委託を行い、又は行わせたとき。

附則第一条の二第二項中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に改める。

附則第一条の二の十四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。